

# 民生委員 児童委員 主任児童委員は、

皆さんが住みなれた地域で安全に、安心して生活が送れるよう、  
それぞれの担当地域でさまざまな活動を続けています。



## 民生委員・児童委員とは…

高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、助言や関係機関と連携・相談しながら適切なサービスを提供するための調整などを行います。また、すべての民生委員は児童福祉法に基づいて、児童委員を兼ねることとなっています。子育てや児童に関する相談活動、よりよい環境づくりなど、関係機関や地域の皆さんとともに幅広い活動をしています。



## 主任児童委員とは…

児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談・援助を専門に担当します。



## 何人くらいいるの？

委員一人ひとりに担当する  
区域が定められています。

大都市では、220～440世帯ごとに1人を基準として配置されています。全国では23万人を超える民生委員・児童委員がそれぞれの地域で活動しています。  
大阪市では、民生委員・児童委員約4,000人、うち主任児童委員約600人が委嘱されています。



どんな相談に  
のってもらえるの？



### 福祉に 関すること

家族の介護  
福祉サービスの  
紹介 など

### 子育てに 関すること

子育てサークルへの参加  
児童虐待防止  
子育ての悩み  
など

### 生活・健康に 関すること

生活保護の手続き  
生活福祉資金  
健康・医療  
など



相談内容は  
秘密にしてもらえるの？



A

民生委員・児童委員、主任児童委員は、秘密を守る義務が法で決められています(民生委員法第15条)。個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。この義務は民生委員・児童委員、主任児童委員退任後にも及びます。

